

2022年5月27日

一般社団法人 日本医学会連合  
加盟学会 代表理事／理事長／会長 殿

一般社団法人日本医学会連合  
会長 門田 守人

### 個人情報保護法のガイドラインに関するQ&Aの更新について

令和3年度の個人情報保護法の改正に伴い、国公私立病院が「学術研究機関等」にあたらないとされてそれらの医療機関における観察研究に支障が生じる恐れがあるとして関係者の間で懸念が広がっていたため、日本医学会連合として個人情報保護委員会宛に意見書を5月2日に提出しました( [参考資料参照](#) )。その後、5月13日に本連合と個人情報保護委員会と間で意見交換会を開催しております。

この度、個人情報保護委員会の担当者から下記のURLの通り「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aが更新されたとの連絡がありました。なお、tsuikakoushin のほうが、関係箇所を抜き書きしたものになります。

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2205\\_APPI\\_QA.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2205_APPI_QA.pdf)

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2205\\_APPI\\_QA\\_tsuikakoushin.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2205_APPI_QA_tsuikakoushin.pdf)

このQ&A更新により、観察研究に関する当面の問題は回避されます。ただし、「学術研究機関等」の定義について、医療と研究は一連のものという視点から問題が残っております。この問題は、今後設置される「個人情報保護法改正に伴う臨床研究課題検討委員会(仮称)」でさらに検討していきたいと考えております。

本件についてご意見がございましたら、事務局(info@jmsf.or.jp)までお寄せください。

以上